

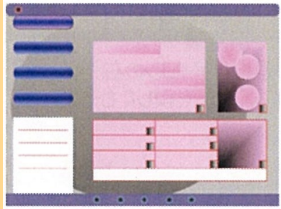
1. 保護対象となる画像の意匠

法改正により保護対象が拡充された部分

画像意匠（画像それ自体）

物品から離れた画像自体も保護対象になりました

①操作画像



商品購入用画像



アイコン用画像
(注) 操作ボタンを兼ねる場合

②表示画像



医療用測定結果
表示画像



時刻表示画像
(壁に投影された画像)



↑ **コンテンツ画像は保護対象外**です

2. 願書・図面作成時の留意点

※詳しくは特許庁「意匠登録出願等の手続ガイドライン」を参照

画像意匠

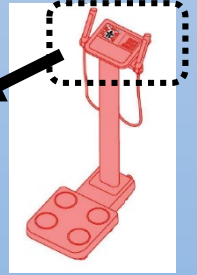
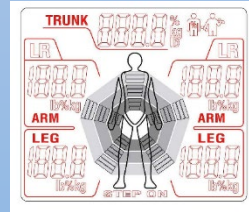
- ・ 願書の【意匠に係る物品】の欄に画像の用途を記載
例：情報表示用画像、ツールバー用画像（○○用GUIの記載でもOK）
- ・ 画像が平面的である場合は【画像図】を、立体的である場合は【画像正面図】等（【画像○○図】）を用いて示す

これまでの保護対象

物品の部分としての画像

①操作画像 (例) 体組成計

②表示画像



↑ 機能・操作に連続的がある一連の画像は複数の画像含んでいても一意匠として判断されます
(例：銀行取引用画像)

物品の部分としての画像

- ・ 願書の【意匠に係る物品】の欄に画像が表示されている物品の名称又は建築物の用途を記載する
- ・ 【正面図】 【平面図】 等を用いて物品又は建築物を示す